

GLOBE

グローブ 2016 秋

87



(公財) 世界人権問題研究センター

「尹東柱詩碑」



同志社校友会の働きかけで、尹東柱（ユン・ドンジュ）の死後50周年にあたる1995年2月16日に建てられた。

尹東柱（1917-1945）。詩人。当時の満洲北間島生まれ。ソウルの専門学校を経て、1942年9月に同志社大学文学部（選科）に入学。1943年7月、治安維持法違反容疑で逮捕、起訴。その理由は、朝鮮語で詩を書いたためであった。福岡刑務所に移送後、1945年2月16日、28歳の若さで獄死。

詩碑には韓国の国語教科書で扱われ、多くの人に愛されている「序詩」が刻まれている。

GLOBE

GLOBE No. 87 2016 autumn 目次

連 載	新しい人権問題への対応（その五）……………大谷 實 2
外部寄稿	京都市における児童虐待対策について……………河原 岩夫 4
連 載	世界の人権はいま ― 普遍的定期審査の現場から ―（その一）……………坂元 茂樹 6
研究第一部	発足一〇周年を迎えた国連人権理事事会 ― 国際社会における人権保障の中心機関となりえたか？ ……小畑 郁 8
研究第二部	愛宕念仏寺と清水坂の弦指……………村上 紀夫 10
研究第三部	ユネスコ世界記憶遺産へ 「朝鮮通信使」を登録申請……………仲尾 宏 12
研究第四部	2016年アメリカ大統領選挙 について思う……………軽部 恵子 14
研究第五部	「外国人児童生徒」か、 「外国につながる子ども」か……………内田 晴子 16
研究第六部	「企業と人権」の課題 … 転換期を迎える企業の社会的責任（CSR）論… 具体的な事例で考える……………桑原 昌宏 18
人権の窓	きょうと子育てピアサポート センターの開設について……………西田 一慶 20
事業案内	2016年度 人権大学講座…………… 22
事業案内	ボランティア人権ガイドのご案内…………… 24

GLOBE（グローブ） ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「ジョウビタキ」（冬鳥）11月府立植物園にてにて <（公財）叡天神山保存会理事 外村修氏提供>

新しい人権問題への対応(その五)



研究センター理事長
学校法人同志社総長

大谷 實

今回は、この夏の大きな話題となった相模原障害者施設殺傷事件について考えてみることにします。事件は、今年の七月二六日、Xという二六歳の男性が、今年の2月まで勤務していた障害者福祉施設の入居者の居住室に侵入し、刃物で刺すなどの傷害を加え、重度の障害者19人を殺害し、26人を負傷させたというものです。この事件で特に注目されたのは、被疑者が事件を起こした約4か月前に、「重度の障害者には安楽死を」といった言動があったことから、「他人を傷つけるおそれがある」という理由で、精神科病院に強制入院させられていたということです。

被疑者であるXは、「障害者は不幸を作ることしかできません」といった手紙で衆議院議長や首相に向けて犯

行を予告していたところから、新聞等のメディアでは、事件は、優生思想を復活させ、共生社会を揺るがす犯罪であるとして深刻に受け取られているようです。しかし、障害者との共生を目指す現行の法体制の下で、このような事件がきっかけとなって優生思想が復活するとは到底考えられません。

私は、むしろ、折角精神科病院に入院させたのだから、退院させないで治療を継続していれば、事件は起こらなくて済んだのに、安易に退院させたために大変な事件が発生したのではないかとという理由で、今日の精神科医療に対する不信任が助長されるのではないかが気になります。

病院への入院は、普通、患者本人の意思によらなければなりません。精神科病院への入院は、精神保健福祉法という法律で、任意入院、医療保護入院及び措置入院の三つの形が予定されています。任意入院は、精神障害者本人の同意に基づく入院制度でありまして、一般の入院と変わりがありませんが、医療保護入院は、精神障害者の医療保護のために、本人の同意なしに家族等の同意で精神科病院に入院させる制度です。そして、今回の事件で問題となった措置入院は、資格を有する医師(指定医)の診察の結果、入院させなければ自分自身または他人に害を及ぼすおそれ(自傷他害のおそれ)があると認められた者につき、知事の権限で入院させる制度であります。後の二つは、本人の同意なしの入院という意味で、

強制入院と呼ばれています。

強制入院制度は、患者本人の自由を奪って無理に入院させるものですから、患者の医療保護のためとはいえ、深刻な人権問題となることは申すまでもありません。しかし、新しい憲法になってから、精神障害者の人権が正面から議論されるようになりましたのは、一九七〇年代からでありまして、今回、精神障害者の人権問題を新しい人権問題として取り上げた所以です。

精神科医療における人権問題は、主として強制医療である医療保護入院と措置入院に関して生ずるのですが、そのうち医療保護入院については、「入院医療中心から地域生活中心へ」という流れの下、強制入院からの解放を目指して、精神障害者退院促進事業が展開されています。しかし、本来、強制的に入院する必要のない者が、社会的な受け入れの条件が整っていないために入院させられている実態は、大きな人権上の課題となっています。

一方、措置入院は、「自傷他害のおそれ」という将来の自殺や犯行の危険性を要件として強制的に入院させることから、社会の安全・保安を理由に自由を奪う制度と考えられてきました。しかし、そもそも精神科医療は、精神障害者の医療保護を通じて、その社会復帰を促進するために行われるというのが法律の趣旨であり、社会の安全・保安を目指すものではありませんから、今回の事件を犯罪防止上の問題として議論するのは不当です。

問題は、二つに帰着します。一つは、被疑者Xは「精

神障害者であり、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は害を及ぼすおそれ」のある病状にあったかどうかであり、もう一つは、退院の時に、そのような「おそれ」が消失していたかどうかです。いずれも医学的な判断であり、法律上は、入院の時は「二人以上の指定医」の診察、退院の時は一人の指定医の診察に基づかなければなりません。この要件を満たしている限り、今回の事件の精神保健福祉法上の処理は、妥当と言うほかありません。問題が生ずるのは、それぞれの指定医の診断が不適切な場合です。厚生労働省の検討会によりますと、Xの措置入院及び退院に係る指定医の診断には、問題はなかったとされています。

確かに、「自傷他害のおそれ」は将来の予測にすぎませんから、あいまいで漠然としたものであります。そのような漠然とした判断で自由を束縛するのは、はなはだしい人権侵害であると言えなくもありません。事実、現行の措置入院制度を人権侵害として強く批判する見解もかつては有力でした。しかし、精神障害者の医療保護のために自傷他害のおそれを要件として強制的に治療することが必要な場合もあることも事実であり、要は、適切な医療上の判断に基づいているかどうかにかかっています。

今回の事件をきっかけとして、措置入院制度の見直しを示唆する意見もありましたが、慎重な論議が必要であるように思います。

京都市における 児童虐待対策について



京都市保健福祉局子育て支援部
児童家庭課子育て支援担当課長

河原 岩夫

1 現状

昨年度、京都市児童相談所に寄せられた児童虐待相談・通告件数は1,279件と、過去最高となった平成25年度の1,382件よりも約7%の減少となりました。これは、平成24年に第二児童相談所を設置したことに伴う急激な増加が一定落ち着いてきたことによるものと考えられます。

また、相談・通告を受け、事実確認・各種調査等を行った結果、児童虐待と認定した件数は913件と、こちらも過去最高となった平成25年度比の約5%の減少となっています。

しかしながら、依然として複雑・多様化する背景を抱えた家庭が多いことから、引き続き、児童相談所の体制

強化及び児童処遇向上、また、医療機関や学校、保育園等の関係機関との連携を一層図る等、子育て世帯への支援の充実に取り組んでいく必要があります。

2 虐待の未然防止と早期発見・早期対応

児童虐待は、子どもの心身の健全な成長のみならず、かけがえない命をおびやかす深刻かつ重大な問題です。

子どもたちの命を守るため、児童虐待を未然に防ぐことが何よりも重要ですが、発生してしまった場合には、関係機関への速やかな相談・通告により、早期に発見、対応し、虐待を受けた子どもを保護することも重要です。

京都市では、これまで、虐待通告後、48時間以内に児童の安否確認を行う「子ども虐待防止アクティブチーム」の増設や全国トップクラスの児童福祉司の配置を行うなど、児童相談所の体制強化に努めてきました。

また、複雑・多様化する相談・通告に適切に対応するため、平成28年度の新たな取組として、児童相談所における業務が根拠法令等に基づき適切に行われているかを確認する「児童相談所業務評価制度」を開始しました。

これは、毎年度、職員個人・係・児童相談所全体の三段階における自己評価を行うとともに、透明性・客観性を確保するため、3年に1度、京都市子ども・子育て会議の児童支援・里親部会による第三者評価を受審し、職員の質の向上及び児童相談所の適切な運営の確保を図り、ひいては、ケース処遇の向上並びに重大な児童虐待事案

の未然防止に資することを目的としています。

併せて、保健センターにおける妊娠期から出産・育児期までの切れ目のない支援や、すべての福祉事務所に設置している子ども支援センターによる育児不安のある家庭への支援等により、虐待の未然防止に取り組んでいます。

3 地域で子ども・子育て家庭を見守り・はぐくむ

しかしながら、行政だけの取組では限界があります。

児童虐待を未然に防止するためには、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等による子育ての孤立化、その背景にまで踏み込んで取り組んでいく必要があることから、保育園や幼稚園、学校や児童館等の関係機関や地域の団体、更にはNPO等、幅広いネットワークをいかした地域ぐるみへの対応も非常に重要です。

京都市では、子どもの健やかな育ちのため大人としてどう行動すべきかを示した「京都はぐくみ憲章」を平成19年に制定するとともに、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を平成23年度から施行し、児童虐待等に関する本市、地域住民、育ち学ぶ施設の責務を定め、行動指針の重点行動の一つに「児童虐待から子どもの命を守ります」を掲げ、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がることを目指した普及啓発等に取り組んでいます。

また、親の悩みや不安を解消する「親支援プログラム」の普及や、地域の子育て応援者が子育て家庭に子育て支


援情報を届けるとともに、子育て相談等に応じる「すくすく子育て応援事業」の実施等、社会全体で子どもをはぐくむ環境づくりを推進しているところです。

今後とも、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を一層推進するとともに、京都はぐくみ憲章の理念のもと、子どもを笑顔で温かく見守り大切に育む「はぐくみ文化」を市民ぐるみで創造・発信していくことにより、社会全体で子どもの命と健やかな育ちを守り、子育ての喜びを感じられる環境づくりに努めてまいります。

子どもたちの今と未来のため、「京都はぐくみ憲章」に掲げる6つの行動理念に基づく実践行動を進めましょう。

京都はぐくみ憲章

～子どもを共に育む京都市民憲章～



京都はぐくみ憲章

わたしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりに優先します。

1 9 3 5
平成19年2月5日(育児ニコニコ笑顔の日)制定
3月13日 京都市会が憲章推進を決議

世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その一)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

安藤仁介名誉所長に代わり、新たに所長に就任した同志社大学の坂元茂樹です。いつも『グローブ』をご愛読いただき誠にありがとうございます。この二〇一六年秋号から連載を担当することになりました。

この連載では、国連人権理事会においてすべての国連加盟国（一九三カ国）の人権状況を調査する普遍的定期審査（Universal Periodic Review: UPR）を取り上げ、各国にはどのような人権問題があるのかをご紹介します。国連がめざす普遍的な人権基準の達成に立ちはだかる各国のさまざまな人権課題を考えてみたいと思います。

「普遍的定期審査（UPR）」という言葉を初めて聞いたという読者の方がおそらく多いのではないかと思いますので、最初にその説明をしたいと思います。この制

度は、二〇〇六年に設立された国連人権理事会に初めて導入されました。UPRとは、理事会において四年半ごとにすべての国連加盟国（一九三カ国）の人権状況を審査しようというものです。第一回目は、四年で当時の一九二カ国の人権状況の調査を行いました。審査の時間にゆとりをもたせようということで第二回目からは四年半に延長されました。

人権理事会は四七の理事国によって構成されていますが、理事国は任期中に必ず審査を受けなければなりません。審査を受ける国（被審査国）に対して、理事国のうち三カ国がトロイカと呼ばれる報告者団を構成します。この三カ国は三つの地域グループから一カ国ずつ、くじ引きで決定されます。被審査国には、くじ引きで選出されたトロイカとなる国についての拒否権が認められています。審査の政治化を防ぐ狙いがあると思われるです。

国際人権規約自由権規約などの人権条約の締約国は、四年ごと、あるいは五年ごとに政府報告書審査を受けますが、報告書審査の対象国はあくまで条約の締約国に限られています。しかし、UPRではすべての国連加盟国が対象になっています。人権条約の締約国でない国の人権状況も審査できるというメリットがあります。また、条約機関による審査の場合は、個人資格から成る委員会

による審査ですが、UPRでは国家による相互審査（ピア・レビュー）の形をとります。NGOは、傍聴はできません。発言は許されません。また、発言国がひとたび勧告する（recommend）という言葉を用いれば、自動的にその内容は勧告になります。そのため、第二回目以降、勧告の数がどの国についても増えています。UPRの審査に参加する国としては、勧告を行うことにより自国のプレゼンスを高める狙いがあると思われます。

審査の基礎となる文書は、被審査国が提出した報告書（二〇頁以内）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が作成する被審査国の人権状況に関する報告書（一〇頁以内）及びOHCHRが作成するNGOなどから提出された情報の要約（一〇頁以内）です。条約機関による政府報告書審査に提出される報告書と比較すると、簡潔なものになっています。

国によって行われる審査という性格上、政治性を完全に払拭することができないのは事実です。現に、みずからの人権状況に不安を抱える国の審査であればあるほど、「お仲間の国」が審査において美辞麗句の発言に終始するという事態も生じています。人権の普遍性と客観性を高めるために始まったこの制度の将来は決して樂觀できる状況にはありませんが、人権基準実施のための各国の能力向上に資する制度であることは間違いなく、

この連載においては、審査の場でどのような議論が行われているかを紹介したいと思います。

ここで一例をあげれば、日本の第一回審査は、二〇〇八年五月に行われました。日本に対しては、合計二六の勧告がなされ、日本が受け入れた勧告は一三、検討などを約束した勧告が四、受け入れなかった、もしくは検討を約束しなかった勧告が九ありました。受け入れた勧告の中には、パリ原則に基づく国内人権機関の設置、女性に対する差別的撤廃、女性・子どもに対する暴力の撤廃など重要な事項が含まれています。また、検討を約束した勧告の中には、長い間の懸案事項となっている個人通報制度に関する自由権規約第一選択議定書や女性差別撤廃条約議定書などの批准が含まれています。ただし、死刑制度や代用監獄の廃止、「慰安婦」問題についての国連の勧告に真摯に対応することといった勧告については、これを受け入れませんでした。勧告の内容をみると、その国の人権課題がみえる形になっていることがわかりただけだと思います。

安藤名誉所長が「アジア諸国と人権」と題して連載されていますので、本連載も最初にアジア諸国のUPRをご紹介しますと存じます。よろしくお付き合いいただければ幸いです。

発足一〇周年を迎えた

国連人権理事会

—国際社会における人権保障の
中心機関となりえたか？



研究センター研究員
名古屋大学大学院法学研究科教授

小畑 郁

国連は、一九四五年の発足時から「人権」を大事に
してきましたが、今日では、それは「平和と安全保障」、
「発展（開発とも訳されます）」とらんで三本の柱の
一つとされています。これを取り扱う組織としては、
ながらく、経済社会理事会の補助機関である国連人権
委員会が人権問題を取り扱う中心機関でした。これに
代わり、二〇〇六年に、いわば「格上げ」して設置さ
れたのが人権理事会（以下、理事会）です。

ですから二〇一六年は、この機関の一〇周年の記念

の年になります。そのわりには、祝賀ムードはありません。インターネットを利用した検索で、「人権理事会」「一〇周年」と入れてもヒットしません。つまり、個々の人権問題や人権保障メカニズムはともかく、理事会そのものについては、関心がもたれていないのです。もっとも、新しいメカニズムにはそれなりの意味があります。特定の国や地域に焦点を絞って開催される特別会期と、すべての国の人権状況を組上に載せる普遍的定期審査がそうです。しかし、最も重要な会議であるはずの通常会期（の本会議）の沈滞が著しいのです。理事会が現在有している最も強力なメカニズムは、「特別手続」といわれるものです。特別手続では、特定の国ないし地域（国別手続）または特定のトピック（テーマ別手続）について、政府から独立の専門家（集団）が任命され、それぞれの任務の範囲内の人権状況について、理事会に報告します。任命された特別報告者や作業部会のメンバーは、たびたび国連加盟国を訪問します。こうした方法を使えば、場合によっては人権条約のメカニズムよりも実効的な調査を行うことができるのです。

理事会が発足する時の議論で、この特別手続のうち、国別手続については、その「選別性」が批判され、例

外的にしか用いないことになりました。これにより、人権の大義とは関係がない政治闘争が減少するのではないかと期待もありました。しかし、多くの国の政府にとっては、「人権」は国のプレゼンスを高める手段にすぎません。とすれば、国々がそれぞれの「ナショナル・イシュー」を採り上げ、「成果」を持ち帰ろうとするのは、必然的な流れだったのかもしれない。

こうして現在では、理事会でも、国連人権委員会と同じく多くの決議（二〇一四年には一〇〇件を超えました）が採択され、そのうちの六割程度がテーマ別のものが占めますが、新しい内容のものは二〜三割程度にすぎません。理事会内で深刻な賛否の分裂があることを示す記録投票で採択された決議の割合は、三割を超えます。また、テーマ別手続の数は増え続け、二〇一五年には四〇を越えています。一つのテーマ別手続で年間五〇〇万ドル以上使われているということですから、財政的にも大問題です。要するに、決議とメカニズムの「インフレ」が起こっているわけです。

実は、理事会になって、NGO（とくに欧米以外のそれ）の参加はむしろ減少しています。それには、右にみたような形式的成果主義の下で、会議が多すぎる

ということも関係があります。理事会は、毎年三回、計一〇週間の通常会期を開き、昼休みもなく本会議を行います。私の傍聴経験だけからいえば、延々と儀式がなされている、という感じで、実質的な意味があるとは思いませんでした。本会議場とは別の会議場では、決議案のテキストを練り上げる交渉がなされているのですが、テキストは配布されませんので、議論の内容を理解することすら困難です。こうした状況で、人権侵害の犠牲者の声は届くのでしょうか。私の会ったNGOの代表は、どうすれば発言できるか、誰にどう働きかければよいか分からないと苦情を言っていました。結局、多くの草の根のNGOはもちろん、中小国ですら、理事会の現在の議論の全体状況を把握するのは困難なのです。それができるのは、大国の代表部、大きなNGO、もしくは有力なグループ（EUやイスラム協力機構）だけでしょう。

こうしてみると、嘆かわしいことに、理事会一〇周年は祝うべきかどうか、疑わしくなります。国際社会における人権の中心機関と正当にいうことができただけではなく、いえるようになる展望もありません。まずは、多くの人々に理事会そのものに関心をもってもらうことから、始めるしかないように思われます。

愛宕念仏寺と清水坂の弦指つるさし

研究センター研究員
奈良大学文学部准教授

村上 紀夫

正月二日の夜、いまだ厳しい寒さのなか京都の清水坂に大きな音と声が響き渡っていた。

江戸時代、「天狗の酒盛」と呼ばれた行事が、かつて京都の清水坂の弓矢町にあった愛宕念仏寺で行われていた。現在では、既にほとんど忘れられたといっても過言ではない行事である。

貞享二年（一六八五）の序文がある『日次紀事』などによると、正月二日の夜に清水坂の「弦指」が寺院客殿に集まって「宴飲」をし、この時に上座に座っている者は「へぎ」という板で作った盆のようなものを手に舞うのが仕来りだったらしい。その様子は「籠豪ナリ」とあるから非常に荒々しいものだったようだ。酒宴のありさまが、まるで天狗が酒盛をしているように見えたから、「天狗の酒盛」と呼ばれたとも言われている。

宴が終わると、「弦指」たちは牛王杖という棒で寺院の扉や床を激しく乱打し、法螺貝を吹き鳴らし、太鼓を打つ。

この行事自体は、寺院で毎年の正月に執行される修正会と見て大過ない。牛王杖で激しく床や扉を打ち鳴らすという一見すると奇妙な行爲も、修正会では必ずしも珍しいものではなく、宗教民俗学者の五来重はこのような修正会を「乱声型修正会」という一つの類型として捉えている。

むしろ、ここで注意したいのは「弦指」の方である。「弦指」とは、京都の地誌『雍州府志』などによれば、清水坂の弓矢町に集住し、近世には弓の弦を売り歩いていた「犬神人」である。その売り声から「つるめそ」とも呼ばれているが、彼らは祇園会の際には甲冑を着て神輿の先導をした。

この「弦指」による「天狗の酒盛」について、寛政一年（一七九九）に刊行された『奇遊談』という随筆には「評定初の式」とあり、『大日本年中行事大全』には、この時に弦指は「祇園会の事を定む」としている。「天狗の酒盛」は単なる地元住民による新年の大宴会などではなく、弓矢町の「弦指」と呼ばれた人びとにとつて一年間の始まりにあたってのもっとも重要なことについての決めごとをする機会でもあったのである。

では、なぜ愛宕念仏寺で弓矢町の「弦指」は重要な決めごとをしていたのだろうか。これについても、先に触

れた『奇遊談』が教えてくれる。愛宕念仏寺では、「此門前弓矢町の防長の年寄たるが、剃髪して住職となる」慣例があったという。別の史料にも「弓矢町年寄共愛宕役人相兼候」（「清水寺文書」とあって、裏付けがとれる。つまり、愛宕念仏寺は町のセンターのような存在として、弓矢町の「弦指」と極めて密接な関係にあり、寺の運営にも弓矢町「弦指」の共同体が深く関係していたことになる。近世の中頃には、弓矢町の「弦指」は愛宕念仏寺を開いた千観内供の家来の子孫であるとし、愛宕念仏寺との関係を自らの由緒として発信していくようにもなっている。

こうした清水坂の「弦指」と愛宕念仏寺の関係はいつから始まったのだろうか。それをうかがわせる史料が「知恩院文書」に残っている。坂の者が、「坂のがらん」建立のために慶長元年（一五九六）に中世以来の葬送得分権を知恩院に売却した。この「坂のがらん」が戦乱の時代に衰微していた愛宕念仏寺だったとすれば、清水坂の人びとは少なくとも近世の初頭には、自らの大切な権利を手放してでも維持しなければならぬ場所だったということになる。

弓矢町の「弦指」によって大切に守られていた愛宕念仏寺は、近世の京都では広く知られた寺院であった。しかし、修験道寺院と見なされていた愛宕念仏寺は、神仏分離令から間もない明治二年（一八六九）時点で一時は廃寺の扱いをうけていたようで、その後も紆余曲折を

経て大正期には嵯峨野に移転した。「天狗の酒盛」も昭和一五年（一九四〇）の『京都古習志』に「早く廃れ」ていたとあることから、少なくとも戦前には行われなくなっていたらしい。

近世の「つるめそ」、中世の犬神人についての研究は少なくないが、愛宕念仏寺との関係についてはほとんど注目されてこなかった。しかし、ここまで見てきたように、近世の清水坂の「つるめそ」について考えるうえで、どうも愛宕念仏寺との関係は看過できないように思われる。

既に失われて久しい新年の清水坂で鳴り響いた音。歴史の向こう側から聞こえる失われた音に、これからも耳を澄ましていきたい。



写真：愛宕念仏寺（『都名所図会』巻二）

ユネスコ「世界記憶遺産」を登録申請 「朝鮮通信使」



研究センター研究第三部長
京都造形芸術大学客員教授

仲尾 宏

本年三月三十日、朝鮮通信使の記録をユネスコの記憶遺産に日韓の民間団体が共同で申請した。この記憶遺産はユネスコが条約を交わしてその制度が実現している世界の文化遺産、自然遺産、無形文化遺産などとはことなり、一九九二年に歴史的価値の高い文書や記録などの保存や活用などを指して創設されたものである。

韓国でははやくからこの制度に注目し、現在までに「朝鮮王朝実録」、「承政院日記」季舜臣の「乱中日記」などがある。日本ではこの制度への対応が比較的におくれており、現在までに山本作兵衛の一連の「炭鋌画」をわかりりとして藤原道長の「御堂関白記」「東寺百合文書」、最近年では「舞鶴引揚記念館資料」などが登録申請を認められた。

今回の「朝鮮通信使」をこの記憶遺産に登録申請するにあたっては当初、韓国側が積極的であった。そして釜山文化財団が日本側に共同申請をよびかけてきた、という経過があった。というのはこの「記憶遺産」は民間団体が申請母体になることが認められていること、また一年に二件以内とされた件数の枠外で取り扱われる事が可能であることもあり、資料の性格や保存状況から共同申請が望ましい、と判断されたからである。日本側では朝鮮通信使が通過した各地をつらねて、ここ二〇余年間、毎年のように通信使関連行事を開いたり、研究活動を継続してきた「朝鮮通信使緑地連絡協議会」をNPO法人として法人格をもたせ、釜山文化財団と対応してこのユネスコ記憶遺産登録作業を推進することになったことは、当然の成り行きであった。そこで二〇一二年一二月にこの事業推進を決議し、関連自治体によびかけて「日本推進部会」を設置し、そのもとに諮問機関として「日本学術委員会」を組織した。そして韓国側の推進委員会との合同学術委員会と日本学術委員会を随時開催して申請実現につとめることとなった。

それから足掛け三年、本年三月までに十二回の日韓合同学術委員会と一〇回の日本国内学術委員会を開催、また学術委員が手分けして、各地に点在する歴史資料、文書、記録などを实地調査して委員会で検討を重ねてきた。私はその日本側学術委員会の委員長をつとめてきたが、国内資料の資料的妥当性の検討とともに、韓国側との意見調整も随分骨のおれる仕事であった。

日本側委員会ではまず、資料全体の「概要」、すなわち資料収集と登録申請の対象の当否を判断するにたる方向性を議論した。それは以下のようにまとめられた。

まず第一に朝鮮通信使の往来は一六世紀末の豊臣秀吉の侵略戦争のあと、朝鮮国との外交関係を回復し、以後二〇〇年余にわたる平和を東アジア地域に構築する点で大きな役割を果たしたと、第二にこの関係のもとに両民族の文化交流が幾重にも、また多様に実現し、ひいては両国の知識階級のみならず、民衆レベルでの相互理解、異文化理解を促進した、という位置付けである。

そして、多様な関係資料を次の三種に分類した。ひとつは外交記録であり、もうひとつは旅程の記録である。第三は文化交流の記録である。そして、次に資料の基準をどのように定めるか、という点である。日本側ではまず第一の基準としてすでに国または自治体において指定文化財として登録されている物件であることとした。第二に各地の文化財担当機関が未知であっても資料的価値があり、公的な博物館や資料館で適切に管理され、公開が可能な物件も検討材料に入れることとした。

ちなみにユネスコのこの「記憶遺産」に関する基準は大変厳しいものがある。それは大要次のようである。まず、人類史上、普遍的な価値を有するものであること、真正性があり、複写、写本の類は排除される。また保存・保管体制が万全でかつ保有者の了解をえていること、そして当該物件が道具・動産でないことなどである。たと

えば各地に残る夥しい扁額や懸板などは対象とならない。更に筆者または作者の明瞭性、制作年代の証明などが具備されていることが原則であり、どんなにすぐれた物件であっても個人蔵のものは原則的に対象とは出来ないことされる。このような条件は韓国側資料にも当然求められる。また両国の学術委員会が物件の採否で異論が生じたものは割愛することもあった。すなわち当該物件の歴史的評価が、両国・両民族の間で異なることがあり、それはそれで尊重しなければならない、ということ相互に認識したからである。

その結果、日韓合わせて、一一一件、三三三三の資料を登録申請することに決定した。

外交記録については夥しい記録のうち、現存するものは限定されており、またその他の多くの文書は今回の申請から外れているものもある。また旅程の記録は朝鮮通信使が釜山出発から江戸往復と帰着までの記録のため、主として韓国で保存されているものが中心で日本側では幕府が発注した行列図屏風や馬上才図、一行に提供した供応料理図などである。また文化交流の記録としては、双方とも一行の随員たちが残した書や絵画などである。圧巻は何といっても滋賀県長浜市高月町観音の里資料館所蔵の一連の雨森芳洲関係資料である。わけても芳洲の『交隣提醒』は圧巻中の圧巻であることはいままでもない。

審査の発表は二〇一七年夏頃と予定されており、その結果がまたれる。

2016年アメリカ大統領選挙 について思う

研究センター研究員

桃山学院大学法学部教授

軽部 恵子

2016年7月26日（アメリカ東部時間）、アメリカのフィラデルフィアで開催されていた民主党全国大会で、ヒラリー・クリントン氏（68）が民主党のアメリカ大統領候補に指名された。党大会最終日（4日目）の28日、同氏が指名受諾演説を行った。アメリカ史上、主要政党の大統領候補に初めて女性になったのである。

8年前、クリントンは大統領選挙の本命候補だったが、2008年1月28日に、故ケネディ大統領の長女キャロライン・ケネディ氏が、無名に近かったオバマ連邦上院議員（当時）を「（公民権運動に取り組んだ）私の父のような人」と支持表明してから、状況は一変

した。クリントンとオバマは予備選で激しく競り合ったが、民主党指導部の説得もあり、2008年6月7日にクリントンが無念の予備選撤退をした。敗北宣言の中で、彼女は「この時代に最も固い『ガラスの天井』を割ることはできなかったが、（予備選挙で自分に投票してくれた有権者の数である）1800万のひびが入った」と演説した。

2016年の民主党予備選で、クリントンはオバマ大統領、ミシェル・オバマ夫人、バイデン副大統領などから全面的に応援された。予備選で最後まで争ったサンダース連邦上院議員も、党大会ではクリントン支持に回った。

党大会の会場では、涙を流す女性参加者たちが少なからず見られた。アメリカでは1848年にニューヨーク州のセネカフォールズで女性参政権運動が始まり、南北戦争と第一次世界大戦を経て、1920年に合衆国憲法修正19条が確定し、女性が参政権を得た。さらに100年近くが経って、主要政党から初の女性大統領候補が誕生した。参加者たちの感慨もひとしおであったろう。

ところで、政治家のファッションは強力なメッセージを発信する。男性の政治家は濃色のスーツを着るの

で、個性を出せるのはネクタイぐらいだが、それでも重要な意味を持つ。アメリカでは、赤（朱色）のネクタイは情熱やエネルギーを示し、青（空色）は知性や冷静さを示す。また、赤は共和党の、青は民主党のシンボルカラーである。2012年の大統領選デイベートで、ロムニー共和党候補は赤いネクタイを、民主党のオバマ大統領は青のネクタイを締めていた。ちなみに、今回共和党候補になった実業家のトランプ氏は、薄いピンクや朱色のネクタイが多い。

大統領夫人（ファーストレディー）のファッションも注目度が高い。ミシェル夫人は、手頃な値段の既製服を上手に着こなすことで知られ、彼女が着た服はすぐに売り切れると言う。2012年の大統領選挙大会では、ロムニー候補の妻アンは、大統領の妻がよく着るブランドで、2000ドルする真紅のドレスを選んだ。一方、ミシェル夫人は500ドル程度のピンクのノースリーブの既製服を身につけ、夫の応援演説をした。ピンクの服は大人気となり、赤いドレスは「大実業家のロムニー氏には中産階級の気持ちご理解できない」と言うレッテルを貼られた。

女性政治家の場合、男性以上にファッションが重要性を増す。広い会議場の中で、目に付きやすい鮮やか

な色の服は強力な武器となる。日本でも、赤、ピンク、緑などを自身のシンボルカラーにしている政治家がいる。

党大会で指名受諾演説を行ったクリントンは、上下白のパンツスーツで登壇した。白い服は光を反射して、着る人の顔を明るく見せてくれる。同時に、白は何ものにも染まっつていないというメッセージを持つ。

アメリカ国民はワシントンのマンネリ政治を非常に嫌う。ヒラリー・クリントンは1990年代に夫が大統領を2期務める間、様々な疑惑やスキャンダルに見舞われた。2000年には、民主党の大物連邦上院議員の引退で議席が空いたニューヨーク州に落下傘候補として出馬し、2期を務めた。オバマ政権1期目では、国務長官として、アメリカ外交の顔となった。まさに、ワシントンの政治家である。対するトランプ候補は暴言が多く、トランプ不支持を表明した共和党の指導的人物は少なくないが、サンダース元候補の支持者たちがクリントンを支持するかも不明である。

1979年12月に国連総会で採択された女性差別撤廃条約をいまだ批准していないアメリカに、歴史の大転換点は訪れるのか。11月8日の本選挙まで、アメリカ大統領選挙から目が離せない。

「外国人児童生徒」か、 「外国につながる子ども」か



研究センター専任研究員

内田 晴子

人権教育や人権啓発の分野として「外国人の人権」という表現をよく目にします。「外国人」とは「他の国家の人」「日本国籍をもたない人」といった意味で一般に使われています。学校や社会の実情に照らすと、「外人」ではかえって理解の妨げになるのではないかなという思いを強くしています。

なぜでしょうか？一言でいえば、日本社会にはすでにミックス・ルーツ (Mixed-roots) の人たちがたくさん暮らしているからです。この言葉、「ハーフ」という呼称に違和感をもつ当事者たちが積極的に使っているも

のです。(御興味のある方は、「ミックスルーツ・ジャパン」で検索してみてください。) 生まれた場所、育った言語、移動歴から名前に至るまで、実に多様で、日本生まれ・日本語育ちの人もいます。国籍も日本、外国、複数国籍と様々で、途中で日本国籍を取得する人もいるでしょう。近年とくに目立つのは、国籍法3条が改正されたのを機に、父親が日本国籍でも生まれたときに日本国籍を持っていなかった未成年の子が、来日して事後的に日本国籍を取得するという移動パターンです。この人たちは「外国人」とひとくくりにできません。にもかかわらず「あなたは国籍は日本でも日本人じゃない」といった不当な扱いを受けることがあります。

国勢調査を再集計したデータによれば、日本で「55歳未満の外国籍の親と同居する子(未成年に限らない)」は2010年で182万7073人、「55歳未満の親と同居する子」全体の約7.7%を占めます(高谷ほか2015)。この約183万人の中には、来日して3世代、4世代目、両親とも日本国籍という人たちは含まれません。これもミックス・ルーツといえますね。

国籍とは別に、自分は何者かという意識は、個人人が育み、自分にとって最もじっくりくるものを選びとっていくものです。誰かに押し付けられるものではありません。自分のルーツや背景を自分が語りたいように語るというのが自然なあり方ですが、それを可能にする言説空間が日本ではまだ脆弱で、人権教育が力を入れるべき分野のひとつではないかと考えています。全ての子どもが、自己を確立する力、社会の多様性をきちんと理解する力を身に付けられるよう、支えるのが大人の役目です。

筆者はフィリピン系の2世、3世に接することが多いですが、自治体職員として働く若者が「自分はフィリピン寄りの日本人です」と語るのを聞いて、なるほど、と目からうろこでした。スポーツの世界では便宜上「〇〇国代表」となりますが、そのあり方もまた柔軟です。日本生まれ日本育ち、母がフィリピン人という選手では、卓球男子団体の日本代表の吉村真晴選手（2016リオ五輪）、「2013ワールド・ベースボール・クラシック（WBC）」にフィリピン代表として参加した中日ド

ラゴンズの小川龍也投手がいます。世界ランキング制をとっている柔道では、世界ランク上位につけて大陸枠で選抜され、フィリピン代表として出場した保科知彦選手（2012ロンドン五輪）、中野亨道選手（リオ五輪）がいます。

さて、実際に子どもに接する人たちの間では「外国につながる子ども」「外国ルーツの子ども」という言い方がかなり普及しました。京都市で2012年度に行われた『外国人児童生徒の実態調査』の報告書も、副題は『外国籍及び外国にルーツをもつ児童生徒に関する実態調査2012』と正確を期する表現になっています。（当センターの図書室にありますので、御関心のある方はぜひご覧ください。）行政文書でも、何かよい代替案はないものでしょうか。

高谷幸・大曲由起子・樋口直人・鍛治致・稲葉奈々子
 「2010年国勢調査にみる外国人の教育——外国人青少年の家庭背景・進学・結婚——」岡山大学大学院
 社会文化科学研究科紀要第39号（20153）pp.37-56.

「企業と人権」の課題…
転換期を迎える企業の社会的責任
(CSR)論…具体的な事例で考える



研究センター研究員
元新潟大学法学部教授

桑原 昌宏

最近、「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility: CSR)」についての議論が国内外で急激にその定義も改定されている。従来、CSRは、企業が法的な義務を守るだけでなく、「自主的に」その利害関係者に配慮する倫理的行動原則である、とされてきた。その利害関係者には、株主、従業員とその家族、消費者、地域社会、マス・メディア、政府、国内諸団体、国際機関、未来の世代、自然環境まで含むといった考えも提示され、また、企業内の手続き順守、情報公開、透明性保持、説明責任までそれに含ませる主張も出ていた。ところが、その内容は別として、CSR順守を「一定の行政手段で企業を誘導する」という考えが、新しく2011年に欧州連合の文書で提示され、また、それを多国籍企業に限定はするが、条約上の義務とすることを含め審議

する作業委員会の設置決議議案が、2013年国連人権理事会で、多数の国の支持を得た。日本代表は反対票を投じた。

本稿では、この国際的な動きを踏まえ、「企業と人権」の課題としてCSRを考えてみる。第一に、その「企業」の規模と活動地域に、限定をつけない点が重要である。その理由は、企業の活動で影響を受ける「人権」は、一人一人にかかわるからである。人権は、京都の西陣の家内工業の織屋であろうと、東北大震災の復興のために自社の企業活動で貢献した大企業であろうと、一人一人の人権を守らなければならない点で同じである。例えば東北大災害の復興事業に携わった企業は、自然災害や原発事故で被害を受けた住民個人の健康、収入、営業などに寄与し、日本国憲法の「条文の精神の解釈から導き出される人権」で、「幸福追求権」、「生存権」、「健康権」、「生命権」、「人格権」、「財産権」などに貢献した。また、それらの「人権」から滲み出る「人権文化」を回復させる役割をこれらの企業は果たした。外国では、ユニクロが、2013年4月24日にバンングラデシユの商業施設「ラナ・プラザ」ビル崩壊事件で倒壊した繊維工場の製品を購入して販売した。これは1、129名の死亡労働者が1972年バンングラデシユ憲法に定める「人権」、「生命と自由の権利」、「労働権」、「財産権」の規定の精神から導出される「人権」を毀損されたことと無関係ではない。

第二に、「企業と人権」の課題は、その企業の国籍と

活動場所を問わない。例えば、味の素は、アフリカのガーナで、2009年から「栄養改善プロジェクト」を現地政府、NGO、国際機関らと連携しつつ実施しているという。この例は、1992年ガーナ共和国憲法に定める乳幼児の「ケア・扶助・生存維持を受ける権利」を、政府に代わって守っていることとなる。逆に、人権侵害の日本の例だと、高度経済成長期に四大公害で地域住民が、森永ミルクヒ素事件で乳児が、最近では2005年6月ニチアス建材メーカーとクボタ機械メーカーなどの多数の工場から排出されたアスベストで被害地域住民が、憲法の諸規定の精神から導き出される「健康権」、「生命権」、「人格権」などの「人権」を侵害されたといえる。外国の多国籍企業の例では、1964年から1990年の間に南米エクアドルで、石油発掘の米国内企業シユロン社が、掘った石油掘削穴をそのまま放置したために、地域の土壌・水などをひどく汚染し、その結果、近くに住む先住民の健康、生活、環境、文化までに悪影響を与えた。同国の裁判所は2011年、シユロン社へ莫大な損害賠償の支払を命じた。しかし、シユロン社は両国間の投資協定に定める仲裁手続を使い、逆に、今年1月、エクアドル政府への損害賠償請求権を取得した。国家間で締結される投資協定も、事例によっては企業の人権侵害事件と無縁ではない。この事件は、2011年改定エクアドルの憲法で、地域住民に保障されたと解釈される「生存権」、「健康権」、「住居権」、「先住民権」、「共同体権」、「自然権」（環境権）等の規定の

精神が、多国籍企業により傷つけられたといえる。

こうした状況に対して、多国籍企業によるこの種の事件を防止するためにも、UN、ILO、OECD、ISOなどの国際機関で、各国代表は議論を重ねてきた。すでに、1997年に国連事務総長の特任補佐官に任命されたハーバード大学ジョン・ラギー教授の助言もあつてか、アナン事務総長は（当時）は、1999年1月世界経済会議で提起した上、2000年7月に国連で発表した「グローバル・コンパクト」行動準則を生みだした。これは、国連人権規約を含め人権の擁護を支持・尊重・実施し、労組結成権・団交権の実効性確保、強制労働・児童労働の廃止、雇用・職業差別撤廃を行い、そして環境保護と腐敗防止などを実行することなど10項目にわたり、日本を含めた世界の経営者に対し呼びかけた。2008年には国連人権理事会は、政府と企業に対する「人権に関する保護・尊重・救済」の枠組みを採択し、討議の結果、2011年に特別決議とし、関心を集めた。その後、国連は2012年から毎年、「国連ビジネスと人権フォーラム」を開催し、各国から企業、諸団体、有識者などの間で討論を重ね、その結果を公表して、事実上、企業の社会的責任（CSR）の浸透を図っている。

日本でも期待される論点は、「企業」が人権尊重・不侵害の原則を実行するため、CSRを企業の自主的努力に委ねるのか、TPP第19・7条の如く条約上の義務として国が企業にその実施を求めるのか、国内法上の法的義務とし行政指導を可能にするのか、等である。

きょうと子育てピアサポート センターの開設について



京都府健康福祉部子育て政策課
きょうと子育てピアサポートセンター長

西田 一慶

近年、核家族化や少子化の影響により、「自らの出産で初めて赤ちゃんを抱く親が7割」など、乳幼児に触れ合う機会がないまま親になったり、また、地域のつながりの希薄化により、「4人に1人は、子育ての悩みを相談できる人が身近にいない」との報告があるなど、育児に対する不安や負担、ストレスを抱えやすくなり、さらなる少子化につながりかねない状況にあります。

このため、京都府では、身近な地域で妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うため、保健師による訪問や健診などの母子保健サービス、親子の交流や子育ての悩みを相談できる子育てひろば等の子育て支援サービスの提供などをワンストップで対応する拠点として、

市町村が設置する「子育て世代包括支援センター」、京都府では、「子どもたちを一緒に育てる地域の仲間」という意味で、親しみを込めて「子育てピア（Peer…英語で仲間）」と呼び、この整備を進めており、27年度末現在、12市町で整備されているとあります。

この子育てピアでは、子育て中の親子にとり、保健師などによる専門的な助言や、先輩ママからの経験に沿ったアドバイスを受けられたり、親同士の交流ができるなど、子育ての孤立感、不安感の軽減が図られ、虐待予防にとっても、大変有効な取組みが進められています。

このため、本年8月22日に、子育てピアの立ち上げを支援するとともに、NPOをはじめとする子育て支援団体、保育所や幼稚園、医師会など関係機関のネットワークを構築する拠点として、京都テルサ（京都市南区）に「きょうと子育てピアサポートセンター」を開設いたしました。

センターの主な事業としては、①市町村の子育てピア（子育て世代包括支援センター）の立ち上げ、運営等に対する助言、②市町村域を越えて活動する子育て支援団体、保育所や幼稚園、医師会等との広域ネットワークの構築、③妊産婦のニーズや状況に応じたケアプランを作成する「産前・産後ケア専門員」や寄り添いながら親身に相談にのったり、子育てや家事支援等を行う「産前・

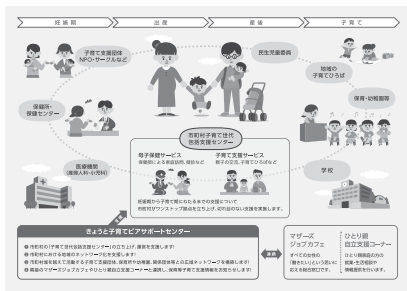
産後訪問支援員」、育児経験者や高齢者などの方が保育所等で活躍いただく「子育ての達人」など地域の子育て支援人材の養成、④隣接するマザーズジョブカフェやひとり親自立支援センターと連携した、保育所空き情報や病後児保育情報、京の子育て応援総合融資「Tomorrow-Loan（トゥモローローン）」等の子育て支援情報の提供、⑤保護者やNPO等子育て支援団体が簡単にアクセスできるような子育て支援情報ポータルサイトの開設などを担い、市町村や関係団体など一緒になって、妊娠・出産から子育てまできめ細やかな支援を行う体制を構築してまいります。

さらに、少子化を打破していくためには、これらの施策の実施に加え、社会全体で子育ての喜びを共有し、応援する気運を醸成することも必要不可欠です。

このため、次代の社会を担う子どもや若者が結婚や子育てに夢を持ち、家庭を築き、子どもを生み、育てる希望を叶えることができる社会の実現を目指して、本年4月に施行いたしました京都府少子化対策条例に基づき、京都府少子化対策府民会議を今秋にも立ち上げ、多岐にわたる分野の団体や機関、企業、そして子育て家庭や学生の皆様と一緒に、オール京都で取組を進めることとしていきます。

このような様々な取組を行う中で、府民の皆様方の協

力を得ながら、京都ならではの「子どもを育む文化」を創り上げていきたいと考えています。



2016年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので今年度で19年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

■ 講座日程表／講座内容

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
7	10月11日 (火)	講義	14:00～15:40	逆境を生き抜くブラジル人学校 ～経営戦略に着目してから～	山ノ内裕子	第5部
8	10月21日 (金)	講義	14:00～15:40	水平運動と朝鮮平衡運動の交流 ～新しい史料から考える～	水野 直樹	第3部
9	11月10日 (木)	講義	14:00～15:40	フィールドからみる女性の身体と習俗	源 淳子 伏見 裕子 山下 明子	第4部
10	11月29日 (火)	講義	14:00～15:40	子ども観の変化と人権	上杉 孝實	第5部
11	12月8日 (木)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	前近代の被差別民呼称 ～その実像を考える～	山路 興造	第2部
12	1月18日 (水)	講義	14:00～15:40	終末期医療と人権 ～安楽死と尊厳死～	大谷 實	理事長
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

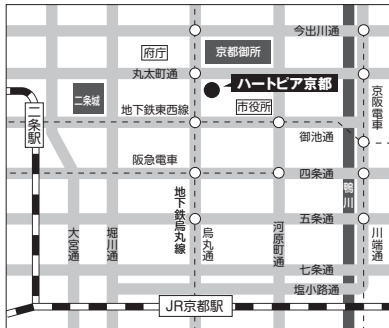
「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」：京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座

「賛助会員」募集中

- ◎ 年会費 個人会員 1万円 (学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎ 特典
 - ・『グループ』(季刊：年4回発行)『年報』の無償送付
 - ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
 - ・「人権大学講座」の無料受講
 - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス
 - ・当センター主催の講演会等への優先案内

会場案内



講義会場

※受付：午後 1 時 30 分～

京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入
清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5 番出口
(地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JR バス
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

申込方法

受講料

1 回 1,000 円

※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又は FAX で申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。
(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・ 京都銀行	府庁前支店	普通	853685
・ 三菱東京 UFJ 銀行	京 都 支 店	普通	1222396
・ 京都中央信用金庫	本 店	普通	1039688

申 込 先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@kyoto.email.ne.jp

HP：http://www.mmjp.or.jp/jinken/research/index.html

ボランティア人権ガイドのご案内

京都のまちには、名刹、名庭、名跡など数多くの名勝地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされています。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京都文化の構築に大きな役割を果たしました。

当センターでは、このような名勝地などを人権という視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権ガイドを派遣しています。



【コース一例】

■洛北コース

〈龍安寺・金閣寺・ツラッ
テイ千本・北野天満宮〉

■洛東コース

〈銀閣寺・水平社石碑・
八坂神社・清水寺・耳塚・
豊国神社〉

■洛中コース

〈千本釈迦堂・相国寺・尹
東柱詩碑・護王神社・六
角堂・四条河原の阿国像〉

■洛南コース

〈東寺・柳原銀行資料館・醍醐三宝院・伏見稲荷大社〉

■洛西コース

〈松尾大社・月読社・葛野大堰・天龍寺・広隆寺〉
コースは一例です。その他ご要望に応じます。



【ガイド料金】

2時間以内：2,000円 その後、1時間ごとに
1,000円を加算

ガイド料金は、ガイド終了後、担当ガイドに直接、現金でお支払ください。

【お問合せ先】

公益財団法人世界人権問題研究センター

TEL：(075) 23112600

FAX：(075) 23112750

e-mail：jinken@kyotoemail.jp

世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)
～2,000円(+税)

「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価
1,800円(+税)

「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価
2,000円(+税)

創立20周年記念出版

「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



◎定価
1,500円(+税)

「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事長が連載された歴史随想を全編収録しています。



◎定価
8,200円(+税)

創立10周年記念出版

「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価
1,800円(+税)

「京都市人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号
2,500円(税込)

「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門での個人研究の成果を公表しています。



創立20周年記念式典・シンポジウム 講演録

創立20周年の記念講演・シンポジウムを中心としています。



フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」について、その歴史を振り返り、見過ごされがちであった声をフィールドワークをとおして聴き取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつかご紹介しています。

都の文化・光と陰

—人権の視点から— 山路興造 著

定価 1,500円(税別)



人権問題研究叢書

- | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| ⑭ 都の文化・光と陰
—人権の視点から— | ⑬ 歴史のなかの人権文化 | ⑫ 職能民へのまなざし | ⑪ 講座・人権ゆかりの地をたずねて | ⑩ 部落実態調査の書誌的研究 | ⑨ 講座・人権ゆかりの地をたずねて | ⑧ 講座・人権ゆかりの地をたずねて | ⑦ 歴史のなかの女性の人權 | ⑥ 京都の中の渡来文化 | ⑤ 人權から見た近代京都
(絶版) | ④ 講座・人権ゆかりの地をたずねて | ③ 朝鮮通信使と京都 | ② アイヌ・台湾・国際人權 | ① 救済の社会史 |
| 山路興造 著 | 上田正昭 著 | 世界人權問題
研究センター 編 | 世界人權問題
研究センター 編 | 世界人權問題
研究センター 編 | 世界人權問題
研究センター 編 | 世界人權問題
研究センター 編 | 田端泰子 著 | 上田正昭 著 | 秋定嘉和 著 | 世界人權問題
研究センター 編 | 仲尾 宏 著 | 安藤仁介 著 | 世界人權問題
研究センター 編 |
| A5判 二一〇頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 一八三頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 二八八頁
定価 二〇〇〇円
+税 | A5判 二三四頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 三二二頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 二七三頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 二八八頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 二二八頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 二八八頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 二二三頁
定価 一〇〇〇円
税別 | A5判 二七三頁
定価 一五〇〇円
税別 | A5判 三一九頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 二四五頁
定価 一〇〇〇円
税別 | A5判 二二〇頁
定価 一〇〇〇円
+税 |

—公益財団法人 世界人権問題研究センター刊—

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp